

# JP労組 賠償責任保険制度のご案内 (個人賠償責任保険)

**団体割引 30%<sup>(注)</sup> 適用!!**

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。

備えは出来ていますか。団体割引30%が適用された保険料となっております。ぜひこの機会にご検討ください。



自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせてしまった など

- ◇ 保 険 期 間 : 平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 申 込 締 切 日 : 平成29年5月26日(金)郵愛必着で加入申込票をご返送ください。  
(締切を過ぎてしまった方、中途加入を希望される方には別途対応いたします。)
- ◇ 保 険 料 引 落 日 : 平成29年9月22日(金)  
※保険料は9月22日に、損害保険料としてご指定のゆうちょ銀行口座より引落としとなります。
- ◇ 契 約 者 : 日本郵政グループ労働組合
- ◇ 申 込 人 : ①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が  
( 加 入 者 ) 加入を認める方  
②日本郵政グループ労働組合の役職員の方
- ◇ 記 名 被 保 険 者 : 上記申込人(加入者)のみです。

取扱代理店

株式会社

郵 愛

総合・医療サービス課

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

TEL 0120-025-375(無料)

FAX 0120-779-783(無料)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 日本郵政室 TEL 03-3259-6682

# 個人賠償責任保険

団体割引  
30%適用!

この保険は、被保険者が日常生活中的不注意が原因で他人に損害を与えてしまったときや住宅の不備が原因で他人に損害を与えてしまったときのようなトラブルからご家庭を守るための保険です。本人のご加入で、ご家族\*も補償の対象となります。被保険者である飼い主の方の不注意が原因で可愛いペットが起こした賠償事故も対象になります。万一の賠償事故に備えてこの機会に是非ご加入ください。  
\*ご家族（被保険者）の範囲は「重要事項のご説明」「契約概要のご説明」の「被保険者」でご確認ください。

セット名：1X

支払限度額 **1億円**

(免責金額はありません。)

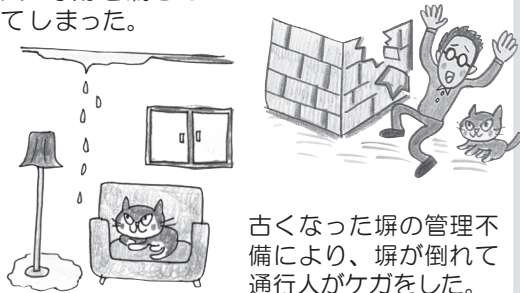
年間保険料(1年間) **1,400円**

こんなときにお役に立ちます。

示談交渉サービス付(国内のみ)!!

## 住宅の不備が原因となる事故例

専有部分の配管から漏水し、階下の他人の家財を濡らしてしまいました。



古くなった塀の管理不備により、塀が倒れて通行人がケガをした。

## 日常生活の中の不注意が原因となる事故例

買い物中、通りかかった棚にあった高額商品にかばんが当たり、商品を落として壊してしまった。



自転車で通行人にぶつかりケガをさせてしまった。

野球をしていて近所の家のガラスを割ってしまった。

## 自転車事故で高額賠償となるケースが発生しています!!

自転車運転中に歩行者に衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

自転車だから大丈夫。事故をおこしたとしても大事にはいたらない……。

そんな軽はずみな気持ちで、重大な事故につながります。

たとえば…

判決認容額	事故の概要
約 <b>9,500</b> 万円	小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
約 <b>9,300</b> 万円	男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。 (東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)
約 <b>4,700</b> 万円	男性が信号を無視して交差点に進出し、横断中の女性と衝突。被害者は頭を強く打ち、死亡した。 (東京地方裁判所 平成26年1月28日判決)

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

# 補償内容

## ■個人賠償責任保険

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合														
賠償責任補償	<p>この保険は、住宅<sup>(注)</sup>の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、あるいは、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。日本国内で発生した事故が対象となります。</p> <p>(注) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="453 217 624 293">①損害賠償金</td> <td data-bbox="628 217 1129 293">法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 300 624 353">②損害防止費用</td> <td data-bbox="628 300 1129 353">事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 360 624 436">③権利保全行使費用</td> <td data-bbox="628 360 1129 436">発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 443 624 497">④緊急措置費用</td> <td data-bbox="628 443 1129 497">事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 504 624 557">⑤協力費用</td> <td data-bbox="628 504 1129 557">引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 564 624 600">⑥争訟費用</td> <td data-bbox="628 564 1129 600">損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</td> </tr> </table> <p>※1 上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>※2 上記⑤協力費用、⑥争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="453 860 1129 913"> <tr> <td data-bbox="453 860 746 913">お支払いする争訟費用の額</td> <td data-bbox="751 860 1129 913"> <math display="block">= \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}</math> </td> </tr> </table> <p>※3 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。</p>	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	お支払いする争訟費用の額	$= \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任</li> <li>● 戦争、暴動、天災（地震、噴火、洪水、津波など）等に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者が他人から借りたり預かっていたりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任</li> <li>● 航空機、船舶・車両<sup>(注1)</sup>または銃器<sup>(注2)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(注1) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。</p> <p>(注2) 空気銃を除きます。</p>
	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）															
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用																
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用																
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用																
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用																
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用																
お支払いする争訟費用の額	$= \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$																

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

## ご注意ください

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。
- <自動継続の取扱いについて>  
前年にご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 保険会社破綻時等の取扱い
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
  - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### ご加入内容確認事項

#### ご加入に際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

①保険の種類、補償内容、セットしている特約      ②支払限度額      ③被保険者の範囲      ④保険期間

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。  
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## 用語のご説明

用語	説明
㊦行	<b>解約日</b> 保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
	<b>危険</b> 損害の発生の可能性をいいます。
	<b>記名被保険者</b> 加入者証に記載された被保険者をいいます。加入申込票および加入者証の記名被保険者欄に記載されます（記名被保険者欄が空欄の場合は、申込人本人を記名被保険者として設定されたものとみなします。）。
㊦行	<b>始期日</b> 保険期間の初日をいいます。
	<b>失効</b> 保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	<b>支払限度額</b> 保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	<b>親族</b> 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
㊦行	<b>特別約款・特約</b> オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
㊦行	<b>配偶者</b> 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	<b>被保険者</b> 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	<b>普通保険約款</b> 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	<b>保険期間</b> 保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入者証記載の保険期間をいいます。
	<b>保険金</b> 普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
	<b>保険契約者</b> 引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	<b>保険料</b> 保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
㊦行	<b>満期日</b> 保険期間の末日をいいます。
	<b>未婚</b> これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	<b>免責金額</b> 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

## 個人賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では個人賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。普通保険約款・特別約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

※加入申込票への署名は、この書面の受領印を兼ねています。

## 契約概要のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

(保険の種類 個人賠償責任保険)

個人賠償責任保険  
普通保険約款

<特別約款>  
個人特別約款

<自動セット特約>  
賠償事故解決特約  
<任意セット特約>  
各種特約  
(必要な場合にセットします。(3)セットできる主な特約をご参照ください。)

#### (2) 補償内容

##### ■被保険者

- ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者と同居<sup>(注1)</sup>の親族  
④ 記名被保険者またはその配偶者と別居の未婚の子

⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注2)</sup>。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。

住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

※同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生時におけるものをいいます。

##### ■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット 3 ページをご参照ください。

##### ■お支払いする保険金

パンフレット 3 ページをご参照ください。

##### ■保険金をお支払いしない主な場合等

パンフレット 3 ページをご参照ください。パンフレット 3 ページ記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

#### (3) セットできる主な特約

この保険においては、申込人が任意にセットいただける特約はございません。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットの表紙または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件(支払限度額、免責金額の設定)

パンフレット 2 ページの「支払限度額と保険料」をご参照ください。

### 2. 保険料

保険料は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決まります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット 2 ページの「支払限度額と保険料」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は、[注意喚起情報のご説明](#)の「6. 解約と解約返れい金」(重要事項のご説明 2 ページ)をご参照ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 株式会社 郵愛 総合・医療サービス課

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

TEL 0120-025-375(無料) FAX 0120-779-783(無料)

#### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277**(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

#### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス**

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189**(無料)

用語については、「用語のご説明」をご参照ください。

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

## 注意喚起情報 のご説明

- ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

特にご注意ください

#### (1)ご加入時の注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

特にご注意ください

#### (2)ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

この保険には通知義務の対象となる項目は存在しません。なお、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ① 加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合
- ② 上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットの表紙に記載されている方法により払い込んでください。保険期間が始まった後でも、払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット3ページをご参照ください。パンフレット記載の免責事由以外にもお支払いしないことがあります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

#### (2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

#### (3)失効について

被保険者が死亡された場合、このご加入は失効します。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

特にご注意ください

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

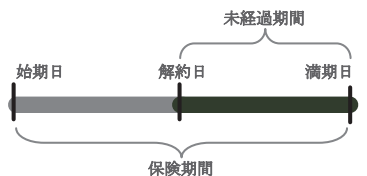
保険料は、パンフレットの表紙に記載された方法により払込みください。パンフレットの表紙に記載された方法により払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。

■脱退(解約)の条件により、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分より少なくなります。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。追加の保険料をご請求させていただいたときには、その保険料を払込みいただく必要があります。



### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット4ページをご参照ください。

### 8. 補償の重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(個人賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。<sup>(注)</sup>

(注)1契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任保険 賠償責任補償	自動車保険 日常生活賠償特約

## 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット4ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 株式会社 郵愛 総合・医療サービス課  
〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6  
TEL 0120-025-375(無料) FAX 0120-779-783(無料)

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは  
「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277**(無料)

【受付時間】平日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス**

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189**(無料)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

## その他のご説明

- ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. お申込時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

#### (1) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### (2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### 2. お申込後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### 3. 事故等が起こった場合の手続

#### (1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①ケガ人の救護(救急車は119番)
- ②損害の発生および拡大の防止
- ③相手の確認
- ④目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

**0120-258-189**(無料)へ

■被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

■この保険は日本国内において発生した賠償事故について「示談交渉サービス」を行います。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被害者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が普通保険約款・特別約款および特約で定める支払限度額を明らかに超える場合、または免責金額を明らかに下回る場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金のご請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
(4)損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
①損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ
②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼) 念書
⑤保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、被保険者の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いたします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いたします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。